

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した「脳梗塞」は、業務上の事由によるものとして、原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、建設会社の建設工事施工管理業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日、自宅から事業場へ自家用車にて通勤途中、路上において意識を消失し、路肩の電柱に衝突するという自損事故を起こし、救急車で病院に搬送されたところ「脳梗塞、右中大脳動脈閉塞症」と診断された。

請求人は、当該疾病が業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

長期間の過重業務における時間外労働のうち、会社と工事現場の往復について、監督署長は、移動は過重負荷がないとして、会社から工事現場までの片道のみを労働時間として認定しているが、片道に1時間半も要すること、現場から帰社後も日報等の残務整理があることから、これら全てを労働時間として評価すべきであり、本件不支給決定は明らかに不当である。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（以下「認定基準」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 請求人が罹患した疾病は、「脳梗塞」であり、認定基準の対象疾病に該当する。

(2) 異常な出来事及び短期間の過重業務

請求人は、発症の前日まで5日間の休暇を取得しており、発症直前及び発症前おおむね1週間に、業務に関して異常な出来事や過重な業務は認められない。

(3) 長期間の過重業務

請求人の発症前おおむね6ヶ月間の1ヶ月当たりの平均時間外労働時間は、68時間程度であり、休憩時間の確保等もなされていることから、過重な業務は認められない。

なお、会社と工事現場の往復の移動時間については、会社から工事現場までの片道分を1時間として算入した。

(4) 労働時間以外の負荷要因及び基礎疾患

特に認められるものはない。

(5) 結論

以上から本件は、発症に近接した時期及び長期間にわたって、過重な業務に従事したとは認められない。

#### 4 審査官の判断

##### (1) 認定基準に基づいた評価

ア 請求人に発症した傷病は、「脳梗塞」であると認められる。

##### イ 異常な出来事及び発症前1週間の過重負荷

請求人は、発症の前日まで5日間の休暇を取得しており、発症直前及び発症前おおむね1週間に、業務に関して異常な出来事や過重な業務は認められない。

##### ウ 発症前1ヶ月から6ヶ月の過重負荷

(ア) 会社と工事現場の往復の移動時間について、監督署長は片道分のみを労働時間として認定しているが、往復の移動時間が業務に従事しているものとするのが妥当である。

したがって、これをもとに、請求人の発症前おおむね6ヶ月間の1ヶ月当たりの平均時間外労働時間を算定すると、85時間以上であり、最大で97時間となり、過重性が認められる。

(イ) 拘束時間については、1ヶ月当たり最小月で247時間、300時間を超えるもの及びほぼ300時間である月が3ヶ月認められる。

(ウ) 事業場は休日について、週休1日制とし、また、5月の連休を3日間、8月のお盆休みを4日間と定めているが、請求人の休日取得日数は、この連続休暇を含めても発症直前月から、10日、4日、6日、9日、5日、3日と少ないことが認められる。

##### エ 休憩時間

工事現場での午前、午後のそれぞれ15分間の休憩時間について、取得できていない状況が認められる。

##### オ 作業環境

発症前6か月の間には、梅雨や、真夏の暑い時期があったこと、工事現場が急傾斜地であったため、雨などによる山崩れの危険が内在していたこと等から、精神的、肉体的な負担があったことが認められる。

##### (2) 結論

以上から本件は、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務に就労していたものであり、本件疾病と業務との間に相当因果関係が認められることから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当でなく、取り消されなければならない。